



## 国民健康保険、後期高齢者医療保険の被保険者証等の更新時期です

8月は国民健康保険、後期高齢者医療保険の被保険者証などのそれぞれ更新時期です。広域連合では、該当する皆さんに新たな保険者証等を送付します。病院で診察を受ける時は、新しい被保険者証等を医療機関の窓口に掲示してください(受給者証、認定証は被保険者証と一緒にご使用ください)。

お手元の被保険者証等は7月末日までの有効期限です。有効期限切れの被保険者証等は破棄してください。今回更新となる受給者証、認定証以外に、申請によって適用を受けられる認定証があります。ご確認の上、申請をご希望の方は保健福祉課の国民健康保険担当窓口においでください。

### ◆8月に更新する各種被保険者証等

後期 高齢者 医療 加入者	1. 後期高齢者医療被保険者証	
	対象	加入者全員
	交付	該当者に郵送
	2. 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
	対象	世帯全員が住民税非課税の方
	内容	・医療機関での窓口負担額の引き下げ(限度額の適用) ・入院した時の食事負担額の軽減
交付	該当者に郵送	
国民健康 保険加入者 (70歳以上)	3. 国民健康保険高齢受給者証	
	対象	国保加入者全員
	交付	該当者に郵送
	4. 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	
	対象	国民健康保険の加入者全員が住民税非課税の世帯
	内容	・医療機関での窓口負担額の引き下げ(限度額の適用) ・入院した時の食事負担額の軽減
交付	該当者に郵送(役場で手続きが必要、要印鑑)	

### 申請によって適用可能になる認定証

国民健康 保険加入者 (70歳未満)	1. 国民健康保険限度額適用認定証	
	対象	住民税の課税世帯
	内容	医療機関での窓口負担額の引き下げ(限度額の適用)
	交付	申請によって交付(該当者は要手続き)
	2. 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	
	対象	国保加入者全員が住民税非課税の世帯
	内容	・医療機関での窓口負担額の引き下げ(限度額の適用) ・入院した時の食事負担額の軽減
	交付	申請によって交付(該当者は要手続き)

お問い合わせ 大雪地区広域連合国民健康保険対策室 ☎82-3697 (内線562、563)  
役場定住促進課住民室 ☎82-2111 (内線111)